

秋田県告示第535号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号）第10条の規定により、平成24年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成25年11月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数  
452件（うち、内容の変更を伴う協議件数55件）
- 2 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数  
452件
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数  
452件
- 4 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量（トン）			
	最終処分	中間処理	再生利用	合計
燃え殻	172	11,303	—	11,475
汚泥	10,247	29,718	714	40,679
廃油	—	22,123	117	22,240
廃酸	—	7,499	—	7,499
廃アルカリ	—	7,922	—	7,922
廃プラスチック類	—	49,486	23	49,509
木くず	—	331	—	331
動植物性残さ	—	237	—	237
金属くず	—	35	2	37
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	320	4,550	1,206	6,075
鉱さい	—	625	—	625
がれき類	—	10	—	10
ばいじん	11	10,133	—	10,144
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）	6,160	50,917	—	57,077
感染性廃棄物（廃プラスチック類及び金属くずを含む。）	—	151	—	151
合計	16,909	195,040	2,062	214,011

（注）単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

（注）「—」は、値がゼロであることを示している。

- 5 環境保全協力金の納入額  
47,359,800円
- 6 環境保全協力金の使途  
産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進するための事業の実施に要する経費の一部に充てた。